



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 条例

- *49 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)..... 2
- *50 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 2
- *51 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例 (文化学術課)..... 3
- *52 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (")..... 4
- *53 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (建築住宅課)..... 5

公布された条例のあらまし

- ◇ 和歌山県税条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要

福祉対策等の財源の一部に充てるために県民税の法人税割の税率の特例措置を令和8年3月31日まで延長することとしました。(附則第14項の3関係)
 - 2 施行期日

公布の日から施行します。
- ◇ 和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととしました。(第1条関係)
 - 2 施行期日

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第58号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。
- ◇ 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要

本人確認情報の利用に係る事務に高等学校等の専攻科の課程に在学する生徒の保護者等に対する奨学給付金支給事務を加えるとともに、規定の整備を行うこととしました。(別表第1及び別表第2関係)
 - 2 施行期日

令和3年7月1日から施行します。
- ◇ 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
 - 1 条例概要

高等学校等の専攻科の課程に在学する生徒の保護者等に対する奨学給付金支給事務において個人番号を利用することができることとするとともに、規定の整備を行うこととしました。(別表第1

関係)

2 施行期日

令和3年7月1日から施行します。

◇ 和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1 条例概要

建築基準法の一部改正に伴い、居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、壁面の位置の制限又は高さの最高限度に関する特例の許可に対する審査に係る手数料の額を定めるほか、規定の整備を行うこととしました。(別表第3第13項関係)

2 施行期日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行します。

条 例

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第49号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (県民税の法人税割の税率の特例) 14の3 平成3年4月1日から令和8年3月31日までの間に事業年度が終了する法人(第18条第4項の規定により法人とみなされるものを含む。附則第14項の6及び第14項の7において同じ。)の各事業年度分の法人税割及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第31条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>	<p>附 則 (県民税の法人税割の税率の特例) 14の3 平成3年4月1日から令和3年3月31日までの間に事業年度が終了する法人(第18条第4項の規定により法人とみなされるものを含む。附則第14項の6及び第14項の7において同じ。)の各事業年度分の法人税割及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第31条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第50号

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県促進区域における県税の特別措置に関する条例(平成20年和歌山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(促進区域における県税の特別措置)</p> <p>第1条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第6条に規定する同意基本計画(以下「同意基本計画」という。)において定められた法第4条第2項第1号に規定する促進区域(以下「促進区域」という。)内において、法第25条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者については、この条例の定めるところにより、その施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその施設の用に供する構築物に対して県が課する固定資産税(以下「県固定資産税」という。)は、課さないものとする。</p>	<p>(促進区域における県税の特別措置)</p> <p>第1条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第6条に規定する同意基本計画(以下「同意基本計画」という。)において定められた法第4条第2項第1号に規定する促進区域(以下「促進区域」という。)内において、法第24条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設を設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者については、この条例の定めるところにより、その施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又はその施設の用に供する構築物に対して県が課する固定資産税(以下「県固定資産税」という。)は、課さないものとする。</p>

附 則

この条例は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第58号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第51号

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例(平成20年和歌山県条例第55号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>1～5 略</p> <p>6 <u>次に掲げる課程に在学する生徒又は学生の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下この項及び次項において「就学支援金法」という。)</u>第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)に対する奨学給付金の支給に関する事務(別表第2教育委員会の部5の項において「奨学給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(1) <u>高等学校等(就学支援金法第2条に規定する高等学校等をいう。次項において同じ。)</u>の課程</p> <p>(2) <u>高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科(学校教育法(昭和22年法律第26号)第58条第1項(同法第70条第1項において準用する場合を含む。))の規定に基づき</u></p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <p>1～5 略</p> <p>6 <u>高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下この項及び次項において「就学支援金法」という。)</u>第2条に規定する高等学校等をいう。次項において同じ。)に在学する生徒又は学生の保護者等(就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)に対する奨学給付金の支給に関する事務(別表第2教育委員会の部5の項において「奨学給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの</p>

7 置かれた専攻科をいう。）の課程
略

別表第2(第4条関係)

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	1～3 略
	4 特別支援教育就学奨励費(次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの (1) 略 (2) 県が設置する中学校への学校教育法第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費
	5～8 略
略	

7 略

別表第2(第4条関係)

知事以外の執行機関	事務
教育委員会	1～3 略
	4 特別支援教育就学奨励費(次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの (1) 略 (2) 県が設置する中学校への学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費
	5～8 略
略	

備考 改正前欄中の別表第1及び別表第2の規定は、和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(令和2年和歌山県条例第46号)による改正後の規定である。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第52号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年和歌山県条例第71号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
1 知事	(1) 次に掲げる課程に在学する生徒又は学生の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下この項において「就学支援金法」という。)第3条第2項第	1 知事	(1) 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下この項において「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等をいう。以下この項におい

	<p>3号に規定する保護者等をいう。)に対する奨学給付金の支給に関する事務(次項において「奨学給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>ア 高等学校等(就学支援金法第2条に規定する高等学校等をいう。以下この項において同じ。)の課程</p> <p>イ 高等学校又は中等教育学校の後期課程の専攻科(学校教育法(昭和22年法律第26号)第58条第1項(同法第70条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づき置かれた専攻科をいう。)の課程</p> <p>(2)・(3) 略</p>		<p>て同じ。)に在学する生徒又は学生の保護者等(就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。)に対する奨学給付金の支給に関する事務(次項において「奨学給付金支給事務」という。)であって規則で定めるもの</p> <p>(2)・(3) 略</p>
<p>2 教育委員会</p>	<p>(1) 特別支援教育就学奨励費(次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県が設置する中学校への学校教育法第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費</p> <p>(2)~(6) 略</p>	<p>2 教育委員会</p>	<p>(1) 特別支援教育就学奨励費(次に掲げる経費の一部を支弁するため県が支給する扶助費をいう。)の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ 県が設置する中学校への学校教育法(昭和22年法律第26号)第75条に規定する障害の程度に該当する生徒又は同法第81条第2項若しくは第3項の特別支援学級の生徒の就学に要する経費</p> <p>(2)~(6) 略</p>

備考 改正前欄中の別表第1の規定は、和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例(令和2年和歌山県条例第47号)による改正後の規定である。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月6日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県条例第53号

和歌山県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年和歌山県条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)</p> <p>1~12 略</p> <p>13 土木関係事務</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。)の施行</p>	<p>別表第3 別表第2に掲げる手数料以外の手数料(第2条関係)</p> <p>1~12 略</p> <p>13 土木関係事務</p> <p>(1)~(7) 略</p> <p>(8) 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下この号において「法」という。)の施行</p>

に関する事務
ア～ミ 略

ム 法第60条の2の2第1項第2号の規定に基づく建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度に関する特例の許可又は同条第2項ただし書の規定に基づく同項本文に規定する壁面の位置の制限に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円

メ 法第60条の2の2第3項ただし書の規定に基づく建築物の高さの最高限度に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円

モ・ヤ 略

ユ 法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の最低限度に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円

ヨ 法第67条第5項第2号の規定に基づく同項本文に規定する建築物の壁面の位置の制限に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円

ラ 法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の当該防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度及び高さの最低限度に関する特例の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円

リ～ヒ 略

備考 略
(8)の2～(16) 略
14～20 略

に関する事務
ア～ミ 略

ム・メ 略

モ 法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円

ヤ 法第67条の3第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置の許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円

ユ 法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の当該防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合及び高さの許可の申請に対する審査 1件につき 160,000円

ヨ～の 略

備考 略
(8)の2～(16) 略
14～20 略

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。